

Q 市外在住ですが、補助金を申請することはできますか？

A 市外在住でも対象の危険木処理を行う場合は、補助金申請の対象となります。

Q 危険木の伐採などの処理作業はいつまでに完了しなければならないですか？

A 申請年度末までに完了し、報告書を提出していただく必要があります。

Q 国や県などに同じような補助金を申請している場合、相模原市の補助金の申請をすることはできますか？

A 二重補助は認めておりません。

Q 病害虫が起因とならない危険木は補助金の対象になりますか？

A 対象外です。あくまでも、病害虫が起因となり枯損等を生じ、倒木等により住宅等に被害を与える恐れのある樹木が対象となります。

Q 既に倒木等により住宅等に被害を与えている場合は補助金の対象になりますか？

A 対象外です。あくまでも、住宅等や公衆用道路に被害を与える恐れのある樹木が対象となります。